

（仮称）みよし市子ども基本条例（案）

子どもは、一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在であり、いろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切に作る心や他者を尊重する心、社会性を養い、成長していきます。

みよし市で育ったみよしっ子は、私たちの宝であり、私たちのまち「みよし」を未来へと伝え、先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めるてくれると私たちは信じています。

みよし市では、これまでも様々な施策を通じて、次代を担う子どもが自身が、今を幸せに生き、夢や希望を抱きながら、心身ともに健やかに成長するように努めてきました。

一方で、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもをめぐる多様な課題が新たに生じてきています。これらの課題は、子どもの権利とも深く関わっています。

みよし市では、今後、子どもが子どもの権利について知り、意見を持ち、意見を言うことができ、社会に参画し、夢を持って生きていくことができるよう、対話をしながら一緒に考えていく社会を形成していきます。

このような「子どもまんなか社会」をみよし市が実現するには、全ての子どもがおとなと同様に権利の主体として尊重されるとともに、子どもに関わるすべての人が連携、協働しながら、子どもの健やかな成長を支えるまちづくりが必要と考え、この条例を制定します

【解説】

◆前文は、条例を制定する基本原則と趣旨を定めています。

◆第 1 段落、第 2 段落では、私たちの子どもに対する普遍的な思いや願いを記しています。

◆第 3 段落では、これまでも本市が子ども、子育て支援に積極的に取り組んできたことを記しています。

◆第 4 段落では、貧困、いじめ、不登校、虐待など子どもをめぐる今日的な課題も多くあることを記しています。

◆このような状況を踏まえ、第 5 段落、第 6 段落では、子どもと一緒に歩んでいくこと及び「オールみよし」として、子どもの権利と子どもの成長を支えていくための決意を表しています。

◆子ども家庭庁では「子どもまんなか社会」とは、「全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である」としています。

◆本条例では、子どもにとっての最適な環境を構築するための、子ども、子育てに関するそれぞれの立場での具体的な役割を第 4 条から第 9 条で、また市の具体的な取り組みを第 10 条から第 19 条で記し、子どもの権利保障のため第 19 条から第 23 条を設けています。

第 1 章 基本となる事項

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもに関わる人たちや市の役割を明らかにするとともに、子ども・子育てに関する市の基本となる取り組み事項を定めることにより、子どもの権利を守り、みよし市全体で子どもの成長を支えるまちづくりを実現することを目的とします。

【解説】

◆子どもに関わる人たちや市が、自らの責任と役割を自覚し、子どもが健やかに成長するためには何が必要なのかを考え、みんなで子どもの成長を支えていくことが本条例を制定する目的です。

◆「みよし市全体」には、市のほか、子どもの保護者や家族、地域住民、市民活動団体や事業者、学校や保育施設などの子どもが育ち、学ぶための施設の関係者など、子どもに関わるすべての人が含まれます。本市がこれまで進めてきた、市民が主体的に市政に参加・協働する取り組みを活かして、子どもの成長を支えていくことを表しています。

（言葉の意味）

第 2 条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

(1) 子ども 18 歳未満のすべての人とこれらの人と同等に扱うことが適当な人をいいます。

(2) 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。

(3) 地域住民 市内に住む人、市内で働いたり、学んだりする人、市内で活動する人や団体をいいます。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人、その他団体をいいます。

(5) 学び・育ちの施設 学校、保育所、幼稚園、認定子ども園その他の子どもが学び、育つための施設をいいます。

【解説】

◆条例に用いられる言葉である「子ども」「保護者」「地域住民」「事業者」「学び・育ちの施設」を定義しています。

◆「子ども」の定義は、子どもの権利条約や児童福祉法では 18 歳未満の者とされており、民法の成年年齢も 18 歳に引き下げられたことなどから、基本的には「18 歳未満」とします。しかしながら、子ども・子育て支援法では、「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」とされているなど法律においても定義が異なることや、18 歳は高校 3 年生の年齢であり、実質的に親の保護を受けていることも多いことなどを考慮し、18 歳以上で あっても、18 歳未満の子どもと同等に扱うことが適当である人を含

めることが妥当です。

◆「保護者」の定義は、こどもの親や、親に代わって養育する者としします。親に代わって養育する者には、未成年後見人や里親、未成年の親に代わってこどもを養育する祖父母など が該当します。

◆「地域住民」の定義は、市内在住の者の他、通勤・通学などを含む市内で活動している個人や団体とします。

◆「事業者」の定義は、従業員等を雇用する個人、法人、その他団体とします。

◆「学び・育ちの施設」の定義は、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、就学前のこどもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定されている認定こども園、児童福祉法に規定されている保育所、児童養護施設、児童厚生施設、こどもルーム等のほか、民間が運営するものも含め、広くこどもが育ち、学ぶための場を提供するものとします

（こどもの権利）

第3条 全てのこどもが自分らしく将来に夢をもって生きられるよう、以下に掲げる権利をはじめとしたこどもの権利が尊重され、擁護されなければなりません。

(1) **健やかに生きる権利** 命が守られるだけでなく、安全で安心な環境のもとで、持って生まれた能力を十分に伸ばせるよう、医療や教育及び生活の支援を受けることができる権利

(2) **のびのびと育つ権利** 遊びや学び、また文化、芸術、スポーツ等の豊かな経験を通して成長するとともに、個人の個性や特性が理解され尊重される権利

(3) **安心して守られる権利** 暴力、虐待、いじめ、差別、有害な情報など安全安心なを妨げるものから守られ、また気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる権利

(4) **自由に参加する権利** 自分の意見を表明できる機会が設けられるだけでなく、自分の意見が尊重されるとともに、仲間を作り集まることのできる権利

【解説】

◆「こどもの権利条約」は、こども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、一人の人間として持っている権利を認めています。

◆「こどもの権利条約」では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つが、こどもたちが持つ基本的な柱とされます。

◆本市でもこの4つの権利をこどもにとっての最重要権利と考え、この権利が保障される具体的な取り組みが必要です。

（こどもの役割）

第4条 こどもは社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて、豊かな人間性と社会性を身に付けるとともに、自分の権利について知り、あわせて他の人の権利を認め尊重するよう努めるものとします。

【解説】

◆本条は、こどもの役割を規定しています。

「こどもの役割」とは、権利に対応する義務といった意味ではなく、地域社会の一員として、こどもに大切にしてほしいことをいいます。

◆一つは、豊かなこころを育てていくことについて示しています。

自ら様々なことに挑戦し、その体験を通して豊かな人間性及び社会性を身に付けることは、こどもにとって何よりも重要なことです。

◆一つは、他者の権利を尊重することについて示しています。

こどもは、自分の権利を知り、その権利を大切にすることを通して、他者もまた同じ権利を持っていることを知ることになります。そして、こどもが権利を行使する際には、自分の権利が尊重されるのと同じように、他者の権利を尊重することが重要であることを学び、自覚する必要があります。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、こどもの健やかな成長に対して最も大きな責任があることを自覚し、こどもと向き合い、こどもに寄り添い、深い愛情をもってこどもを守り育てるものとします。

2 こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こどもが豊かな人間性と社会性を身に付けるための家庭環境をつくるものとします。

【解説】

◆こどもの権利条約（第18条）や児童福祉法（第2条）では、こどもの保護者は、こどもの養育や発達について第一義的責任を負うことが規定されています。こどもを取り巻く環境は厳しく、様々な困難がある中、保護者は自らの責任を自覚する必要があります。

◆こどもは、保護者の深い愛情を受け、自分が大切にされているという安心感や自己肯定感 を育んでいきます。こどもの保護者は、こどもとの触れ合いを大切にし、年齢や発達に応じた適切な養育を行わなければなりません。

◆同時に、保護者はこどもが社会の中で自立して生きていくために必要な規範意識や基本的な生活習慣などを身に付けることができるような家庭環境をつくる必要があります。

（地域住民の役割）

第6条 地域住民は、こどもの健やかな成長は、家庭だけではなく地域社会全体で支えるものと認識し、それぞれの立場でこどもの成長を見守り、こども・子育ての支援に関する様々な取り組みに協力するよう努めます。

【解説】

- ◆こどもは、親や学校の先生などと同様に、地域の大人との様々な関わりの中でも、豊かな人間性を育んでいきます。また、犯罪、いじめ、虐待などから守り、こどもたちが安心して過ごすことができる地域づくりに地域住民の協力は欠かせません。
- ◆地域のつながりの希薄化が進む中、地域住民の役割は大きくなっています。子育てに悩む保護者や家庭が孤立することがないよう、地域住民はこどもと保護者のよき理解者として、こどもの健やかな成長のために協力するものとします。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、仕事と生活の両立（ワークライフバランス）をはじめとする、こどもの保護者が子育てしやすい環境づくりに努めます。

2 事業者は地域の一員として、市や地域住民、学び・育ちの施設などと連携し、こども・子育ての支援に関する様々な取り組みに協力するよう努めます。

【解説】

- ◆事業者は雇用する人が仕事と子育てを両立できるように、制度の整備や制度を利用しやすい職場風土づくりなど、労働環境を整えるよう努めるものとします。
- ◆本市では、こどもの保護者が子育てしやすい環境づくりを支援するための、市自らイクボス宣言を行うとともに、企業対象に育エールカンパニー認定事業を実施しています。

（学び・育ちの施設の役割）

第8条 学び・育ちの施設は、こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、こどもが成長段階に応じて、自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援します。

2 施設におけるこどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる場にする とともに、こどもが抱える問題に早期に気付き、必要な支援を行うこととします。

【解説】

- ◆こどもが健やかに育つことができるように、「学び・育ちの施設」の役割を定めています。－
- ◆「学び・育ちの施設」は、こどもが長い時間を過ごす場であり、こどもの成長に大きな役割を担っています。こどもが他者との交流や様々な経験、学習などから、豊かな感性や他者を思いやる心を育み、困難な状況においても、たくましく未来を切り拓く力を養えるよう努めるものとします。
- ◆「学び・育ちの施設」は、こどもやその家庭に目を配り、市などの関係機関と連携を図りながら、いじめや虐待などからこどもを守り、こども一人一人が大切にされ、安心して過ごすことができるための環境づくりに努めるものとします。

（市の役割）

第9条 市は、こどもまんなか社会の実現に向け基本となる計画を策定し、こども・子育てへの支援が円滑に実施できるよう、次章に掲げる取り組みその他必要な取り組みを計画的に行います。

【解説】

- ◆こどもが健やかに育つことができるために、市の役割を定めています。
- ◆市は、こどもに関わる様々な主体と協力し、調整を図りながら、「こども計画」などのこども・子育て施策に関する計画を策定し、総合的かつ計画的に次章に掲げる基本的な取り組みやその他必要な取り組みを推進します

第2章 市が行う基本的な取り組み

（連携体制の構築）

第10条 市は、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設の連携・協力を促し、それぞれの役割を果たすことができる体制の構築に努めます。

【解説】

- ◆本条例を推進する上での市の体制を規定しています。本条例の実現に当たっては、教育、福祉、保健その他こどもの健全な育成に直接又は間接的に関わる部署が情報を共有し、保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設と連携協力していくことが大切です

（切れ目のない子育て支援）

第 11 条 市は、誰もが安心してこどもを生み育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な支援に努めます。

【解説】

◆子育て環境の整備は妊娠前から必要であることを踏まえ、市は、妊娠前から出産までの期間についても支援に取り組み、こどもの成長段階や状況に応じた必要な支援として、乳児を育てるすべての家庭への訪問や、子育てや母子保健に関する相談を広く受ける窓口の設置など切れ目のない子育て支援に取り組むことを規定しています。

（安全、安心な環境づくり）

第 12 条 市は、犯罪、事故、災害、その他こどもを取り巻く有害、危険な環境からこどもを守り、こどもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めます。

【解説】

◆最近ではスマートフォンの普及に伴い、インターネットや SNS を介したこどもが巻き込まれる事件や事故が全国的に多発しています

◆市は、こどもの心身の健康維持・増進に取り組むとともに、こどもが事故や犯罪に巻き込まれることなく、安全で良好な環境のなかで生活できる取り組みを推進します。

（虐待やいじめへの対応）

第 13 条 市や学び・育ちの施設、地域住民は、こどもが虐待やいじめなどを受けることがないように、予防や早期発見に努めます。

2 市や学び・育ちの施設は、こどもが虐待やいじめにあったときは、こどもの権利を守るために関係機関と協力して適切に対応します。

◆虐待やいじめは著しい人権侵害であり、こどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、場合によっては生命又は身体に危険を及ぼす、決して許されない行為です。

◆虐待に関しては、国は「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、児童虐待を定義、禁止するとともに、国や地方公共団体の責務についても規定しました。

◆市は、児童虐待の予防や早期発見に努めるとともに、通告等により虐待が確認された場合 には、迅速かつ適切に対応していますが、全国的に虐待による悲惨な事件が繰り返される 状況があることから、更なる対応強化を図っていきます。

◆「関係機関」とは、児童相談所、警察、民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関等をいいます。

※ 【参考：児童虐待の防止等に関する法律】 児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待が著しい人権侵害であり、児童 の心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、2000 年（平成 12 年）に制定されました。同法第 2 条では、児童虐待として、保護者による 4 つの行為（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト（養育の怠慢 たいまん ・拒否等））を規定しています。また、同法第 6 条では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならないことが定められています。

（こどもの居場所）

第 14 条 市は、こどもが安心して、遊びや活動を通じて自分らしくすごすことができる居場所の充実に努めます。

【解説】

◆市は、放課後や休日のこどもの居場所づくりに取り組みます。

◆こどもには、安心して過ごすことができ、休息ができ、ありのままの自分でいられて、思い思いに自由に過ごしたり、活動したりできる居場所が必要です。

◆こどもの居場所は、こどもがそこでの活動や友だち、周囲の大人との関わりのなかで、主 体性や社会性、自己肯定感などを養うことができる場であるとともに、悩んだり、迷ったり、助けが必要な時の拠りどころにもなります。

（不登校のこどもへの支援）

第 15 条 市は、こどもが自分の意志で学びたいことを、自身にあった多様な方法から選択し、学べる環境の整備に努めるとともに、学びを継続するための必要な支援をします。

【解説】

◆市は、学校以外にもフリースクール、フリースペース、ホームエデュケーション（家で過ごし・学ぶ）など学ぶための多様な選択肢がある中で、自らどのように 学び・育つかを選ぶ権利を尊重します。

◆市は、フリースクールへ通う児童生徒の通学費用や相談事業など、こどもや保護者への経済面・精神面の支援を行います。

（こどもの貧困対策）

第 16 条 市は、家庭の経済状況に因らず、社会から孤立することのないよう、こどもが夢や希望を持って成長できるよう、こどもの貧困対策に取り組みます。

【解説】

- ◆こどもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、こどもの貧困問題に総合的に取り組むことを定めています。
- ◆「こどもの貧困対策の推進に関する法律」には、こどもの権利条約の精神にのっとりこどもの貧困対策を推進することが明記されており、地方公共団体には、国と協力して地域の 状況に応じた施策を実施する責任があります。
- ◆貧困は、こどもの権利を阻害する「生まれ育った環境」の問題であると考えます。自己責任にとどめることなく、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、多様な視点から総合的に取り組んでいく必要があるため、市は、こどもや保護者の生活実態の把握に努め、関係部署のほか、育ち学ぶ施設の関係者 、市民 、事業者や社会福祉協議会などの取り組みとも連携して、こどもの貧困対策に取り組みます

（こどもの意見表明）

第 17 条 市は、こどもが社会の一員として、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達の程度に応じ意見を表明できる環境の整備に努めます。

2 市は前項に基づいて、小学生、中学生、高校生その他のこどもによる、みよし市こども会議を開催します。

【解説】

- ◆こどもの意見表明や参加については、こども基本法第 3 条や第 11 条、児童の権利に関する条約第 12 条においても規定されています。
- ◆こどもが、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、参加し、又は意見を表明することは、こどもの健やかな成長・発達を支えるものであるほか、大人とともに社会の構成員として、こどもに関する施策及び取り組みを進めることにつながるものであることから、こどもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めることについて規定しています。
- ◆市は、こどもの意見表明の場の一つとしてこども会議を定期的を開催します。こども会議では、小学生、中学生、高校生が自由に意見を出し、表明された意見をこどもに関する施策の展開に活かしていくものとします。

（多様性の尊重）

第 18 条 市は、こどもが人種、国籍、性、宗教、障がい等を理由とした偏見や差別等を受けることがないように、その多様性を尊重し、理解を広めるよう努めるものとします。

【解説】

- ◆偏見や差別からこどもを守り、こどもの多様性への理解を広めるための条文です。
- ◆こどもの人種や性、宗教などに基づく差別の禁止は、児童の権利に関する条約第 2 条においても規定されています。
- ◆性は、体の性だけではなく、心の性や、表現する性も含みます。

（普及啓発）

第 19 条 市は、この条例の内容やこどもの権利の大切さについて、こども自身が関心を持ち理解を深めるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発に努めます。

【解説】

- ◆市は、条例の内容やこどもの権利について、こどもを含む市民が学び、理解を深め、この 条例の目的が達成されるよう、周知啓発に努めます。
- ◆こどもに対しては、この条例のメッセージが伝わり、自分が大切にされ、守られていることが実感でき、また、同時に他者も同じように大切にされる存在であることを知り、他者を思いやる心が育まれるよう、わかりやすい周知に努めます。

第 3 章 こどもの権利侵害からの救済及び回復

（こどもの権利擁護委員会の設置）

第 20 条 市は、権利侵害を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するため、こどもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」という。）を置きます。

- 2 擁護委員会の委員（以下「擁護委員」という。）は、3 人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、こどもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は 3 年とします。ただし、再任を妨げません。

【解説】

◆近年、いじめや体罰などが社会問題化しており、こうした深刻なこどもの権利侵害に対して 既存の相談機関が相談を受け解決している事例もありますが、既存の相談支援の体制では解決できない場合もあります。問題の解決のためには、相談だけでなく問題解決にむけて、公正・中立な立場で活動ができる専門の救済機関が必要です。

◆ここでは、こどもの権利の保障を実効性のあるものにするため、こどもの権利が侵害されたり、その恐れがあったりする場合に、相談でき、侵害されたこどもの権利回復のために救済の 活動を図ることができる救済機関として、権利擁護委員会を置くことを規定しています。

◆この権利擁護委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されるものです。

◆権利擁護委員は、こどもの権利侵害の回復支援や救済に関し、相談者の信頼を得て、適切・迅速 に対応できる人が求められるため、人格が高潔で、人権、福祉、教育等の分野で識見を有する人物から権利擁護委員にふさわしい人を市長が委嘱します。

◆委員の任期は、職務の内容から1・2年の短期では支障があり、長期では弊害も考えられるため3年としています。

（擁護委員会の職務）

第21条 擁護委員会は、こどもの権利侵害についての相談を受け、及び救済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査及び調整をするものとします。

2 擁護委員会は、前項の調査及び調整の結果、必要と認めるときは、こどもの権利を侵害した者に対し、是正措置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請すること（以下「勧告又は要請」という。）を行うものとします。

3 擁護委員会は、勧告又は要請を行った者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めることができます。

4 擁護委員会は、前項の報告を受け、その内容を救済の申立てをした者に伝えることができます。

【解説】

◆こどもの権利侵害については、悩んだり苦しんだりしているこどもやその保護者だけでなく、誰もが相談及び救済の申立てを行うことができます。

◆擁護委員会の活動内容は具体的に次のようになります。

◆調査：調査救済の申立てを受け、こどもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、関係資料の提出や説明を求め、事実確認の調査を行います。

◆調整：救済の申立てに基づき、当事者双方に対し、助言や代弁、あっせんなどを行い、解決方法を一緒に考えます。

（擁護委員会への協力）

第22条 市及び学び・育ちの施設は、前条に規定する擁護委員会の職務に協力するものとします。

2 保護者及び地域住民は、前条に規定する擁護委員会の職務に協力するよう努めるものとします。

【解説】

◆擁護委員会が行う調査や調整を円滑に実施するためには、市や学び・育ちの施設等の協力は必要不可欠です。

◆ケースによっては保護者や地域住民にも必要な調査を行うために、協力への努力義務を規定します。

（勧告又は要請への対応）

第23条 市は、擁護委員会から勧告又は要請を受けたときは、その対応状況を擁護委員会に報告しなければなりません。

【解説】

◆市は、擁護委員から意見を受けた場合はこれを尊重し、必要な措置をとるものとします。

第4章 雑則

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めます。

【解説】

第3章に規定する擁護委員会に関することなど、この条例に定めのないものについては、別に（仮称）みよし市こども基本条例施行規則で定めるものとします。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

（経過措置）

2 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表こども未来会議委員の項の次に次の1項を加える。

こどもの権利擁護委員会委員	日額 7,000円 ただし、弁護士は日額20,000円
---------------	--------------------------------